

発達障害の子供への 相続を考える

2024年12月15日(日) 10:00~12:00

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

横浜
駅近5分

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

JR横浜駅西口 徒歩5分 info@fp-kanagawa.com

障害のあるお子さんへの相続を考えるとき、親御さんの思いをどう具現化すればいいのでしょうか。
親がいなくても生活できるだけの財産をどう残してやれるか、相続したその財産をきちんと管理できるのか、親がまだ元気なうちに、その方策を考えていきましょう。

講師：堀内 善彦

ワンコイン (500円) セミナー

予約先着15名

主催：神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合です。内部の組合員と経済行為を行うだけで外部の第三者と取引を行わない非営利の団体です。非営利団体という意味では、特定非営利活動(NPO)法人と類似の団体です！(生産協同組合としての企業組合に営利性があるので中協法には一般的に非営利を謳えないだけで、利用協同組合としての事業は、歴とした非営利団体です。中協5条1項4号で出資配当をするときは出資配当の上限が制限されています。)

〈お申込み・お問合せは裏面へ〉



“セミナー” お申し込み方法

「発達障害の子供への相続を考える」

開催日:2024年12月15日(日)

開催時間:10:00 ~ 12:00

会場:神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室
(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

お申し込みは以下の3つの方法からお選びください

電話の場合

045-315-0121

(電話受付時間 9時~17時、土日祝日を除く)

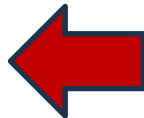
ホームページから

<http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

QRコードの場合

申込締切

12月12日(木)



スマホからの申込みの場合、
QRコードをお使い下さい。
「お申し込みはこちら」を
クリック

お問い合わせは

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階

TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122

URL: <http://www.fp-kanagawa.com>

E-Mail: info@fp-kanagawa.com